

「戦争させない市民の風・北海道」の臨時総会と全員集会

プログラム

とき 2017年1月29日(日) 13:00~16:00

ところ 札幌市教育文化会館4階 講堂

13:00 開場

(1) 第一部 臨時総会 13:10~ 13:40

議事

1. 規約改正について
2. 会計収支報告
3. 市民と野党の共闘にむけて
4. 衆議院北海道5区市民統一候補勝利のための共闘合意、政策合意の提案

(2) 第二部 全員集会 13:40~ 14:00 各区の取組み報告

14:10~ 14:40 上田文雄/川原茂雄 クロストーク「市民が政治を変える」

14:40~ 15:30 意見交換・討論 テーマ 「市民が政治を変える」

(3) 調印式 15:30~ 16:00 池田まきさんと市民の風の「共闘合意」、「政策合意」調印式

(4) 閉会の挨拶 結城洋一郎

- * 臨時総会は、会員による意思決定を行う場です。
全員集会は、会員以外の賛同者なども含めた意見交換の場です。

戦争させない市民の風・北海道 規約の改正案

1. この会は、「戦争させない市民の風・北海道」と称します
2. この会の目的は、憲法改悪の阻止、安保法制の廃止、立憲主義の回復のために市民が政治に参加し、市民が望む政治を実現することです。
3. この会は、「戦争させない北海道をつくる市民の会」と「安保法制廃止と立憲主義の回復をめざす市民の風・北海道」を継承した市民団体です。
4. この会の主たる事務所は、札幌市に置きます。
5. この会の目的達成のため、
 - (1) 国政はじめ各級選挙で、この会と目的を共有する候補の実現を目指し、政党との候補統一化をはかるとともに、その当選のために尽力します。
 - (2) この会と目的を共有する市民団体との協力、連携を強化し運動の輪を広げます。
6. この会は、自らの意志と創意工夫で活動することを基本に、会員相互が協力して以下の事業を行います。
 - ① 集会、講演会、懇談会などのイベントの開催
 - ② ポスティング、スタンディング、シールアンケート、街頭宣伝（チラシ配布を含む）
 - ③ 学習会などの啓発活動
 - ④ 会員相互の親睦
 - ⑤ 定期刊行物『市民の風・通信』（有料）などの発行
 - ⑥ その他この会の目的達成のため必要な事業
7. この会の目的に賛同する人は自由に入会できます。入会は、ホームページからの入会申込みや「入会申込書」の提出などで受け付けます。

会員は、定期刊行物の購読者となります。

この会からの退会も自由ですが、事務局に連絡が必要です。

会員にこの会の目的、規約に反する行為があった場合、事務局で会員の資格停止を決め、総会で除名する場合があります。
8. この会の財政は、会費、賛同金、およびカンパ、事業収入をもって充てます。

この会の会費は年額 1,000 円とします。

定期刊行物の購読料は会費に含まれています。

会員が賛同金(1口、1000円を1口以上)を納めた場合は、口数分の会費を納めたものとします。
9. この会に、共同代表(若干名)、事務局長、会計監査の役員を置きます。

役員は、総会で選出し、任期を2年とします。(再任可)
10. 総会は、年一回開催します。

総会では活動報告、活動方針、決算報告、予算報告などを議決し、役員を選出します。
必要に応じて臨時総会を開くことができます。
11. 共同代表、事務局長、事務局員、事務局サポーターで事務局会議を構成します。

事務局会議は事務局長が招集し、会の運営に必要な決定を行います。

共同代表はこの会を代表して活動します。

外部との事務手続きについては事務局長がこの会を代表することができます。

事務局員、事務局サポーターは、会員の推薦を受けた人の中から役員が委嘱します。

必要に応じて役員会を開催することができます。
12. この会に、地域別、課題別のグループ、チームを作ることができます。
13. この規約の改正は、総会において決定します。
14. この規約に定めのない事項については、事務局会議又は役員会で決めることができます。

その場合には、次の総会で承認を受けます。

附 則

1. この規約は、2016年8月27日から施行します。
2. この規約は、(2016)年1月29日の臨時総会で改正しました。

2017

戦争させない市民の風・北海道 規約

1. この会は、「戦争させない市民の風・北海道」と称します
2. この会の目的は、憲法改悪の阻止、安保法制の廃止、立憲主義の回復のために市民が政治に参加し、市民が望む政治を実現することです。
3. この会は、「戦争させない北海道をつくる市民の会」と「安保法制廃止と立憲主義の回復をめざす市民の風・北海道」を継承した市民団体です。
4. この会の主たる事務所は、札幌市に置きます。
5. この会の目的達成のため、
 - (1) 国政はじめ各級選挙で、この会と目的を共有する候補の実現を目指し、政党との候補統一化をはかるとともに、その当選のために尽力します。
 - (2) この会と目的を共有する市民団体との協力、連携を強化し運動の輪を広げます。
6. この会は、自らの意志と創意工夫で活動することを基本に、会員相互が協力して以下の事業を行います。
 - ① 集会、講演会、懇談会などのイベントの開催
 - ② ポスティング、スタンディング、シールアンケート、街頭宣伝（チラシ配布を含む）
 - ③ 学習会などの啓発活動
 - ④ 会員相互の親睦
 - ⑤ 定期刊行物の発行
 - ⑥ その他この会の目的達成のため必要な事業
7. この会の目的に賛同する人は自由に入会できます。入会は、ホームページからの入会申込みや「入会申込書」の提出などで受け付けます。

この会からの退会も自由ですが、事務局に連絡が必要です。

会員にこの会の目的、規約に反する行為があった場合、事務局で会員の資格停止を決め、総会で除名する場合があります。
8. この会の財政は、会員の賛同金、およびカンパ、事業収入をもって充てます。

この会の会費はありませんが、任意の賛同金があります(1口、1000円を1口以上)。

賛同金には定期刊行物の購読料を含んでいます。
9. この会に、共同代表(若干名)、事務局長、会計監査の役員を置きます。

役員は、総会で選出し、任期を2年とします。(再任可)
10. 総会は、年一回開催します。

総会では活動報告、活動方針、決算報告、予算報告などを議決し、役員を選出します。

必要に応じて臨時総会を開くことができます。
11. 共同代表、事務局長、事務局員、事務局サポーターで事務局会議を構成します。

事務局会議は事務局長が招集し、会の運営に必要な決定を行います。

共同代表はこの会を代表して活動します。

外部との事務手続きについては事務局長がこの会を代表することができます。

事務局員、事務局サポーターは、会員の推薦を受けた人の中から役員が委嘱します。

必要に応じて役員会を開催することができます。
12. この会に、地域別、課題別のグループ、チームを作ることができます。
13. この規約の改正は、総会において決定します。
14. この規約に定めのない事項については、事務局会議又は役員会で決めることができます。

その場合には、次の総会で承認を受けます。

附 則

1. この規約は、2016年8月27日から施行します。

安倍政権の暴走を止めるための市民と野党の共闘にむけて

戦争させない市民の風・北海道

・安倍政権の暴走を止めて、憲法改悪の企みを阻止するために、来るべき衆議院選挙では立憲野党の議員が国会の議席の三分の一以上を占めることを目指す。

・そのためには来るべき衆議院選挙で、北海道12の選挙区で市民と野党の共闘による統一候補者を擁立し、一人でも多くの立候補者の勝利を目指す。

・市民と野党の共闘による統一候補者の実現のために、北海道12の選挙区すべてにおいて、安倍政権の暴走を止めるための市民と野党の共闘合意の形成を目指す。

・安倍政権の暴走を止めるための市民と野党の共闘合意の形成のために、北海道12の選挙区すべてで、市民と野党の共闘合意をつくり、共同行動と政策協議をすすめるための組織 (cf. 市民と野党の共闘を求める〇区の会) を結成していく。

・安倍政権の暴走を止めるための市民と野党の共闘合意の形成のために、北海道12の選挙区すべてで、市民と野党および立候補予定者との間で、一緒に取り組めるものについては共同行動 (集会・シンポ・語る会・街宣・スタンディング等) をおこなっていく。

・安倍政権の暴走を止めるための市民と野党の共闘合意の形成のために、北海道12の選挙区すべてで、市民と野党および立候補予定者との間での政策協議をすすめ、一致できる政策については政策合意をはかっていく。

・安倍政権の暴走を止めるために、北海道12の選挙区において、市民と野党の共闘合意にもとづいて統一候補者の擁立が実現できた場合は、市民と野党と統一候補者との間で、衆議院選挙を一緒に闘うための共闘協定・政策協定を結んでいく。

北海道各区の「市民と野党で統一候補を」の取組み状況

- 1区 1月27日(金) 共産党との懇談会 共産党中央区地区委員会
1月30日(月) 民進党との懇談会 13:00 民進党北海道事務所
2月3日(金) 18:30～「市民と野党との共闘を求める1区の会」西の集い
「ちえりあ」 2階 サークル活動室4
2月27日(月)18:00～ 一区の会事務局会議
- 2区 2月4日(土) 午後6:30～ トークカフェ「2区(東区・北区)の松木さん、金倉さんと話そう」
札幌エルプラザ2F環境研修室(北8西3) 参加費 200円
- 3区 1月28日(土) 13:10～ 市民と立憲野党の共同のつどい
新白石区民センター集会室AB合体(60名)・地下鉄白石駅直結白石区役所合同庁舎5階
参加費:無料(後にカンパだけ集めます)
- 4区 フェイスブック <https://www.facebook.com/Teine.kyoto/> 立ち上げ
- 1月20日(金) 共産党手稲事務所訪問(手稲区民の会・世話役5人)
27日(金) 民進党手稲支部訪問(手稲区民の会・世話役6人)
2月2日(木) 民進党・本多平直氏と懇親会
8日(水) 共産党・佐々木あけみ氏との懇親会
2月19日(日) 「9条の会小樽ネット、ラオス(LocalAction-in-OtaruShiribeshi)、母親の会」
三者の共催で集会
2月25日(土) 小樽の結成総会
- 5区 シンポジウム「女性と子供の貧困について考えよう」
講師 池田まき「女性と子どもの貧困 - その実際と解決の糸口」
講師 池田賢太「憲法と子どもの貧困 - 母子家庭を中心に」
3月26日(日) 野幌公民館(80名)、4月2日(日) 厚別区民センター(300名)
共催 女も男も共に生きる社会をめざす会 戦争させない市民の風・北海道
- 恵庭市 第一回池田まきさんとさわやか恵庭をつくる会(イケマキ恵庭会)
1月21日(土)13:30～ 恵みの会館2階
江別 2月3日 三度目の準備会
千歳 池田まき千歳地区後援会結成
- 6区 旭川 不明
- 7区 釧路 民進党の候補が決まらず→ 統一候補の取組みになりづらい。
- 8区 函館 野党共闘で市民運動は行われているので、なかなか統一候補の取組みになりづらい。
- 9区 苫小牧 1月21日(土)10:00～ 「野党統一衆議院実現する苫小牧の会」準備会 小林出席
2月4日(土)10:00～ 第二回準備会
- 10区 「野党共闘をすすめる集い」2月11日(土)13時30分～
会場 岩見沢文化センター 2階 音楽室(120名)
第1部 結成総会 13時30分～14時 30分程度
第2部 14時10分～15時20 名称 「野党共闘をすすめる集い」
クロストーク 上田文雄×川原茂雄(戦争させない市民の風)
フリートーク 30分程度
- 11区 帯広 不明
- 12区 1月22日(日)13:00～ 北見市端野町公民館 市民と野党の共闘を求める12区の会
緊急シンポジウム「立ち上がろう 政治を変えるために」 上田・川原出席